

税務課からのお知らせ

口座振替が変わります

■合併後（4月分以降）は、再振替制度が廃止されます

現在、小須戸町では、口座振替日に振替できなかったものについて、翌月中旬に再振替をおこなってまいりました。合併後は、その再振替が廃止され、納付書が付いた口座振替不能のお知らせが送付されます。

■口座振替依頼書が変わります

合併後（3月22日以降の受付分より）からは新様式（税金専用）のみの受付になります。現行の小須戸町の依頼書は、3月18日受付分で終了です。

※口座振替依頼をする際の注意点

納税義務者（納付書名義人）と口座名義人が同一でないと受理できません。

■平成17年度 市税口座振替申し込み期限等

○郵送用口座振替依頼書（郵送又は市の窓口で受け付け）

| 固定資産税 | | | 個人住民税(普通徴収) | | | 軽自動車税 | | |
|--------------|-------|---------|--------------|-------|------------|--------------|------|------|
| 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 | 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 | 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 |
| 第1期 | 5/31 | 終了 | 第1期 | 6/30 | 3/31まで(注1) | 平成17年度全期 | 5/31 | 終了 |
| 第2期 | 8/1 | 6/10まで | 第2期 | 8/31 | 7/10まで | | | |
| 第3期 | 12/28 | 11/10まで | 第3期 | 10/31 | 9/10まで | | | |
| 第4期 | 2/28 | 1/10まで | 第4期 | 1/31 | 12/10まで | | | |

(注1) 個人住民税の第1期申込みについては、納税課、支所、地区事務所等への提出であれば4月10日まで受け付けます。

○金融機関窓口用口座振替依頼書（金融機関窓口で受け付け）

| 固定資産税 | | | 個人住民税(普通徴収) | | | 軽自動車税 | | |
|--------------|-------|------------|--------------|-------|---------|--------------|------|--------|
| 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 | 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 | 振替開始期(平成17年) | 振替日 | 申込期限 |
| 第1期 | 5/31 | 3/31まで(注2) | 第1期 | 6/30 | 4/30まで | 平成17年度全期 | 5/31 | 3/31まで |
| 第2期 | 8/1 | 6/30まで | 第2期 | 8/31 | 7/31まで | | | |
| 第3期 | 12/28 | 11/30まで | 第3期 | 10/31 | 9/30まで | | | |
| 第4期 | 2/28 | 1/31まで | 第4期 | 1/31 | 12/31まで | | | |

(注2) 口座振替依頼書上の申込期限は2月末となっていますが、平成17年度は3月末分まで受け付けます。

■平成17年度より窓口納付及び口座振替できる金融機関

| 金融機関名 | | | |
|----------|----------|-----------------|------------------|
| 第四銀行 | 殖産銀行 | 新栄信用組合 | 新津さつき農業協同組合 |
| 北越銀行 | みずほ信託銀行 | 太陽信用組合 | 亀田郷みなみ農業協同組合 |
| 大光銀行 | 中央三井信託銀行 | 五泉信用組合(注3) | 越後中央農業協同組合 |
| みずほ銀行 | 住友信託銀行 | 協栄信用組合 | 西川農業協同組合 |
| 東京三菱銀行 | 新潟信用金庫 | 巻信用組合 | 燕市農業協同組合 |
| 三井住友銀行 | 三条信用金庫 | 商工組合中央金庫(注4) | 新潟市農業協同組合 |
| 秋田銀行 | 新発田信用金庫 | 新潟県労働金庫 | 新潟西農業協同組合 |
| 東邦銀行 | 加茂信用金庫 | 北蒲みなみ農業協同組合(注5) | 新潟県信用農業協同組合連合会 |
| 北陸銀行 | 新潟県信用組合 | 豊栄市農業協同組合 | 新潟県信用漁業協同組合連合会 |
| 山形しあわせ銀行 | 興栄信用組合 | 白根市農業協同組合 | 郵便局※(窓口納付はできません) |

* 納付窓口及び口座振替は上記の日本全国の全店舗。

* ただし、(注3)の五泉信用組合は新津支店、(注4)の商工組合中央金庫は新潟支店、(注5)の北蒲みなみ農業協同組合は京ヶ瀬支店のみとなります。

* 郵便局は口座振替のみとなります。

■問い合わせ先 小須戸町役場 税務課 住民税係 (内線 127)

教育委員会からのお知らせ

■平成17年度から 幼稚園入園料・授業料が段階的に引き上げられます。

幼稚園児募集の際に幼稚園授業料等の改定についてご案内しておりましたが、平成17年度から3年間で小須戸幼稚園の入園料と授業料が下記のとおり段階的に引き上げられます。

| | 入園料(入園時) | 授業料 |
|--------------|----------|------------------------|
| 在園児 | なし | 月額 5,500円 (年額 66,000円) |
| 平成17年度新入園児 | 3,700円 | 月額 5,700円 (年額 68,400円) |
| 平成18年度新入園児 | 7,400円 | 月額 5,900円 (年額 70,800円) |
| 平成19年度以降新入園児 | 11,000円 | 月額 6,100円 (年額 73,200円) |

- ・入園時に幼稚園入園料を新たにいただくことになります。
- ・従来の幼稚園保育料の名称が「幼稚園授業料」に変更になります。
- ・在園児の幼稚園授業料は、現在の金額で据え置かれます。
- ・入園年度により決定した入園時の幼稚園授業料の金額は、卒園まで据え置かれます。
- ・上記の金額と幼稚園給食費、教材費等を合算で納入していただきます。納入方法の詳細については後日、小須戸幼稚園からお知らせいたします。

■平成17年度から「学校給食費」は「諸校費」と合算で学校・幼稚園で徴収します。

すでに、幼稚園・小中学校を通じてお知らせとお願いをしておりますが、平成17年度から教育委員会で徴収しておりました学校(幼稚園)給食費を学校・幼稚園の諸校費等と合算で徴収させていただきます。意向書により口座の確認をさせていただきましたがご協力をお願いいたします。

■問い合わせ先 小須戸町役場 教育委員会 (内線 267)